

鳥取大学山岳部規約

第一章 総則

- 第1条 当部は鳥取大学山岳部と称する。又略称TUACとすることが出来る。
- 第2条 本部は鳥取大学山岳部に置く。
- 第3条 当部は登山活動の実践を通じ、肉体的及び精神的に人間性の向上を計ることを目的とし、この目的達成のために各種の活動を行う。

第二章 構成

- 第4条 当山岳部は、鳥取大学の学生であって、第3条の目的に賛同し、部会の承認を得た者をもって組織する。
- 第5条 当山岳部に下記の役員を置く。
- 一、部長(教師) 1～2名
 - 一、チーフリーダー 1名
 - 一、サブリーダー 1名
 - 一、会計 1名
 - 一、食糧係 1名
 - 一、装備係 1名
 - 一、気象係 1名
 - 一、医療係 1名
- 第6条 役員任期は1ヵ年とする。但し兼任は妨げない。
- 第7条 役員任期は原則として4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第8条 役員欠員が生じた場合、部会でこれを選定し、その者が残任期を務める。
- 第9条 部会
- 一、部会は当山岳部の最高決議機関とする。
 - 二、部会会員は原則として、全部員でこれに当たる。
 - 三、部会は、役員を選出を行う。
 - 四、部会は各合宿の計画立案を行い、計画書、報告書の発行をする。
 - 五、部会は原則として2年ごとに部報の発行をする。
 - 六、部会はその他重要事項を決定する。
 - 七、部会の召集。
 - イ、リーダーの要請による場合
 - ロ、部員の3分の1以上の要請がある場合
 - 八、部会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、部会の決議は、下記の場合を除いて、その過半数の賛同を持って成立する。
「規約の改正」「チーフリーダーの選出」は、全部員の3分の2以上の賛同を必要とする。

第三章 活動

- 第10条 当山岳部は、部会の決定する年間計画に従って次の活動を行う。
- 一、研究部会
 - 一、平地及び低山トレーニング
 - 一、新人訓練合宿、夏山、秋山、冬山、春山合宿、その他の合宿。
- 第11条 合宿は実施に先立ち次ぎの手続きを必要とする
- 一、合宿計画は、部会の検討及び決定を経なければならない
 - 一、合宿計画書の作成。

一、部長の同意。

一、合宿許可願いに計画書を添えて大学に提出する。

第12条 合宿は、止むを得ぬ事情の生じない限り、計画書に従って実施しなければならない

第13条 合宿に参加する部員はすべて隊員となり、チーフリーダーの指示に従わなければならない。又、2隊以上に別れる場合には、隊リーダーの指示に従わなければならない。

第14条 合宿終了時、リーダーは速やかにその旨部長に通知しなければならない。

第15条 総て個人山行は、部会の承認を得なければならない

第四章 会計

第16条 当山岳部の経費は、部費、自治会予算、寄附金でまかなわれる。

第17条 当山岳部員は、取り決められた部費を支払わねばならない。

第18条 会計は、年度会計と活動毎の会計を部会に公表して承認を得なければならない。

第19条 会計年度は、本大学の学生自治会のそれに準ずる。

第五章 入部・退部及び除名

第20条 入部に関しては、特に制限をもうけない。但し心身共に健康な者。

第21条 退部を希望する部員はその理由を附し退部願いを部会に提出し、部会の同意を得なければならない。

第22条 当山岳部は、下記の行為をした者を、部会に計り、部会の承認を得て除名する。

一、部員としての良識を欠き、部の統制に従わなかった者。

一、部費、その他の経費を悪意で滞納していると認められた者。

一、その他部の規約に反した者。

第六章 付 則

第23条 本規約に定めない事項は、部会が決定・承認する。

第24条 当山岳部の活動は、置かれる客観的環境を知って、科学的な態度で山を研究し、常に謙虚な態度と、反省を忘れずに、山に登り、安全については、万全の考慮が払われなければならない。

第25条 万一遭難の場合には、登山に於ける一般的な処置の外に、迅速に遭難の日時・場所・状況を本部に通達しなければならない。

第26条 本部は定められた経路を通して、OB及び残留部員に遭難を通知し、救護を要請する。

第27条 当山岳部の解散は、全部員の5分の4以上の承認を必要とする。

発行 昭和40年4月1日

改正 平成2年4月1日

